

国 都 公 景 第 5 1 号
国 都 計 第 2 6 号
平 成 2 9 年 6 月 1 5 日

各 都 道 府 県 知 事
各 政 令 指 定 都 市 の 長 殿

国 土 交 通 省 都 市 局 長

都 市 緑 地 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 施 行 に つ い て (技 術 的 助 言)

都 市 緑 地 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 2 9 年 法 律 第 2 6 号 。 以 下 「 改 正 法 」 と い う 。) は 、 本 年 5 月 1 2 日 に 公 布 さ れ 、 そ の 一 部 が 6 月 1 5 日 に 施 行 さ れ ま す 。 ま た 、 都 市 緑 地 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 政 令 の 整 備 等 に 関 す る 政 令 (平 成 2 9 年 政 令 第 1 5 6 号 。 以 下 「 改 正 令 」 と い う 。) の 一 部 及 び 都 市 緑 地 法 施 行 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 2 9 年 国 土 交 通 省 令 第 3 5 号 。 以 下 「 改 正 規 則 」 と い う 。) に つ い て も 、 同 日 に 施 行 さ れ ま す 。

こ れ に 伴 い 、 改 正 法 等 の 今 般 施 行 さ れ る 部 分 の 改 正 趣 旨 等 に つ い て 、 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 2 4 5 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 技 術 的 助 言 と し て 、 下 記 の と お り 通 知 し ま す の で 、 改 正 法 等 の 施 行 に 当 た っ て は 、 下 記 に 留 意 の 上 、 適 切 な 運 用 を 図 っ て い た だ く よ う お 願 い い た し ま す 。 な お 、 運 用 に 当 た っ て は 、 都 市 緑 地 法 運 用 指 針 (平 成 1 6 年 1 2 月 1 7 日 付 け 国 都 公 緑 第 1 5 0 号) 、 都 市 公 園 法 運 用 指 針 (平 成 1 6 年 1 2 月 1 7 日 付 け 国 都 公 緑 第 1 5 1 号) 及 び 都 市 計 画 運 用 指 針 (平 成 1 2 年 1 2 月 2 8 日 付 け 建 設 省 都 計 発 第 9 2 号) も 参 考 と し て く だ さ い 。

ま た 、 都 道 府 県 に お か れ て は 、 こ の 旨 を 貴 管 内 市 町 村 (政 令 指 定 都 市 を 除 く 。) に 周 知 い た だ く よ う 併 せ て お 願 い い た し ま す 。

記

第 1 都 市 緑 地 法 の 一 部 改 正

1. 「 緑 地 」 の 定 義 規 定 の 改 正

(第 3 条 第 1 項 関 係)

こ れ ま で 、 都 市 緑 地 法 (昭 和 4 8 年 法 律 第 7 2 号) に お け る 「 緑 地 」 の 定 義 に は 農 地 が 明 確 に 位 置 付 け ら れ て お ら ず 、 樹 林 地 、 草 地 等 に 介 在 す る 農 地 が 「 こ れ ら に 隣 接 し て い る 土 地 」 と し て 「 緑 地 」 に 含 ま れ る と す る 解 釈 ・ 運 用 が な さ れ て き ま し た 。

今般、都市農業振興基本法（平成27年法律第14号）に基づく都市農業振興基本計画（平成28年5月13日閣議決定）において、都市農地が都市に「あるべきもの」と位置付けられたことを踏まえ、農地も「緑地」に含まれることを明確化することとしました。

2. 市民緑地設置管理計画の認定制度の創設

（第6章第2節関係）

都市公園については、全国的に見れば、住民一人当たりの面積が10㎡を超える水準となっていますが、大都市及びその近郊においては、依然として整備水準は十分とは言えず、今後も引き続き都市の緑とオープンスペースを確保していく必要があります。一方、財政制約の深刻化に伴い、都市公園整備予算の確保が難しくなっています。

このような状況の中、近年、民間主体が空き地を有効活用して広場等を整備し、近隣住民に公開する取組が広がってきていることを踏まえ、こうした取組を一層推進するため、市町村長の認定を受け民間主体が市民緑地を整備・公開する制度を創設しました。

なお、本制度の創設に合わせて、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「施行令」という。）第1条の2において、市民緑地を都市公園と同等の機能を果たすものと評価し、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準については、住民一人当たりの市民緑地の敷地面積を控除して定めることとしました。（第2の5. 参照）

3. 緑地管理機構制度の見直し

（第7章関係）

近年、民間団体や市民による緑地の保全や緑化活動への参加意識が高まり、企業のCSR活動としての緑地保全活動や、まちづくり会社、自治会等による空き地等を活用した緑地整備などの取組が広がりつつあることを踏まえ、民間活力を活かし、地域の実情に応じたきめ細やかな緑地保全や緑化推進に係る取組を一層推進する観点から、緑地管理機構制度を見直すこととしました。

具体的には、指定権者を都道府県知事から市町村長に改めるとともに、指定することができる対象に、従来的一般社団法人及び一般財団法人並びに特定非営利活動法人に加え、その他の非営利法人及び都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社を追加することとしました。また、これに伴い、名称を「緑地保全・緑化推進法人」に改めることとしました。

なお、改正法附則第2条第3項及び第4項において、現在都道府県知事により指定されている緑地管理機構について、その住所地の市町村長から指定された緑地保全・緑化推進法人とみなす等の経過措置が設けられています。

第2 都市公園法の一部改正

1. PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸

（第5条関係）

都市公園におけるPFI事業の活用を促進する観点から、民間資金等の活用による公共施

設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく選定事業として公園施設の設置又は管理を行う場合に限り、設置管理許可の期間を当該事業の契約期間の範囲内において公園管理者が定める期間（ただし、最長30年）に延伸することとしました。

2. 公募対象公園施設の公募設置管理制度の創設

（第5条の2～第5条の9、第37条及び第38条関係）

近年、都市公園の整備は一定程度進んできましたが、その一方で、施設の老朽化が進行するとともに、十分利用されていない都市公園も散見されます。今後、人口減少が進み、地方公共団体の財政制約が深刻化する中で公園施設を適切に整備・更新し、公園利用者の利便の向上を図るためには、民間活力を最大限活用することが必要です。

このため、都市公園の活性化や魅力の向上を図る観点から、都市公園内で飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する公募設置管理制度を創設しました。

3. 社会福祉施設の占用許可対象への追加

（第7条関係）

これまで、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の2に基づき国家戦略特別区域内に限って認められていた、都市公園内における保育所等の社会福祉施設の設置について、全国の都市公園において可能とするため、占用許可の対象として社会福祉施設を追加しました。

なお、これに伴い、改正法附則第23条において国家戦略特別区域法を改正し、都市公園占用保育所等施設設置事業に係る特例を廃止するとともに、改正法附則第24条において、施行日前にされた国家戦略特別区域法の特例に係る保育所等施設による都市公園の占用についての許可の申請であって、施行の際許可をするかどうかの処分がなされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例によるものとする経過措置が設けられています。

4. 協議会制度の創設

（第17条の2関係）

都市公園を効果的に整備・管理・活用し、持続的にその魅力を向上させていくためには、公園管理者と地域の関係者等が、密に情報交換を行い、協議しながら当該都市公園に応じた活性化方策や利用のルール等について取り決め、実行していくことが望ましいと考えられます。

このため、都市公園の利用者の利便の向上を図る観点から、公園管理者が、公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための協議会を組織することができることとしました。

5. 住民一人当たり都市公園面積の標準の見直し

(施行令第1条の2関係)

今般、都市緑地法において、市民緑地設置管理計画の認定制度が創設されたことを踏まえ、地方公共団体が都市公園を設置する場合における、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準について、都市公園と同等の機能を果たすものといえる市民緑地の一人当たり面積を控除した面積とすることとしました。

6. 運動施設率の参酌基準化

(施行令第8条関係)

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月22日閣議決定)等を踏まえ、一の都市公園内に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合(以下「運動施設率」という。)に関する制限について、全国一律の基準を改め、百分の五十を参酌して地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあっては、百分の五十)を超えてはならないこととします。

このため、各地方公共団体は条例において、運動施設率に関する制限を定める必要があります。なお、改正令附則第2条において、施行日から起算して一年を超えない期間内において、運動施設率に関する制限を定める条例が制定施行されるまでの間は、条例で定める割合として百分の五十が定められているものとみなす、とする経過措置が設けられています。

7. 公園施設の用語の明確化等

(施行令第5条関係)

施行令第5条第4項第1号は、公園施設として設置可能な野球場及びサッカー場について、公園施設としての性格上、プロチーム専用で、全く一般の利用に公開しないものの設置を認めない趣旨から、「専らプロ野球(サッカー)チームの用に供されるものを除く。」と規定しています。しかし、これにより、都市公園にはプロチームの本拠地グラウンドを設置できないとの誤解が一部においてみられたことから、当該規定を削除し、規制の趣旨を明確化することとしました。なお、プロチーム専用で、全く一般の利用に公開しない野球場又はサッカー場の設置は認められないことは従前のおりです。

また、同条第6項は、公園施設として設置可能な飲食店について、公園施設としての性格上、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「風俗営業」に該当する飲食店営業を営む施設の設置を認めない趣旨から、「料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するもの」を除くこととしています。しかし、これにより、都市公園にはレストランやカフェを設置できないとの誤解が一部においてみられたことから、当該規定を改正し、規制の趣旨を明確化することとしました。

8. 熱電併給施設の占用許可対象への追加

(施行規則第5条の3関係)

占用物件として都市公園に設けることのできる環境への負荷の低減に資する発電施設については、太陽電池発電施設及び地下に設けられる燃料電池発電施設に限定されていました

が、近年、電力と廃熱の両方を有効利用することで効率的なエネルギー利用を実現し、大きな省エネルギー効果が期待される熱電併給施設の導入が都市部を中心に進んでいます。

これまでも、燃料電池を活用した熱電併給施設は都市公園の占用が可能であったものの、エンジンやタービンを活用した熱電併給施設については認められていなかったことから、今般、これらについても環境への負荷の低減に資する発電施設として、燃料電池発電施設と同様に地下に設けられるものについて都市公園の占用を可能とすることとしました。

9. 水道施設等を設置することができる都市公園の面積要件の削除

(施行規則第8条第1項関係)

施行令第12条第2号の3に規定する水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設並びに都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「施行規則」という。）第5条の3第2号に規定する燃料電池発電施設（以下「水道施設等」という。）については、都市公園の地下に設けられるものに限り、占用を許可することができることとされ、施行規則第8条第1項においてこれらを設けることができる都市公園の要件を規定しています。当該規定は、水道施設等の地下への設置は地上部の都市公園の利用形態に影響を及ぼし、当該都市公園の機能を低下させるおそれがあることから、水道施設等の設置に係る制限として都市公園の種別及び面積の基準を定めるものです。

しかし、近年、都市における浸水対策や環境対策として、特に市街地中心部等における水道施設等の設置の要請がさらに高まっていること、また、このような用地の確保が困難な地域においては、土地の有効活用を図る必要性が従来より増していることを踏まえ、今般、水道施設等の地下占用物件を設置することができる都市公園の面積の制限を廃止することとしました。

なお、例えば地下占用物件の設置に伴い地上部に管理施設等の附属施設を設ける必要がある場合には、特に敷地面積の小さい都市公園にあっては、公園としての機能への支障が大きくなると考えられ、このような場合には、占用許可について慎重に判断することが望まれます。また、風致公園や主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園においてはこれらの地下占用物件の設置が認められないことは従前のおりです。

第3 生産緑地法の一部改正

1. 条例による生産緑地地区の面積要件の見直し

(第3条関係)

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項第2号に定める生産緑地地区の面積要件については、平成3年の生産緑地法改正において、都市計画上、緑地機能を評価できる下限面積として、500㎡以上とされましたが、以降も都市内の緑地等は継続的に減少し、農地等の有する緑地機能が相対的に高まっています。稠密な市街地など地域によっては、より小規模な農地等においても、災害時の避難場所や、生活の中で身近に緑に触れ合える場等として緑地機能を発揮している事例が見られます。

このため、生産緑地地区の面積要件を現行の500㎡以上を原則としつつ、下限面積を地域の実情に応じて、条例により300㎡から500㎡未満の範囲で定めることができるようにしました。なお、下限となる300㎡については、身近な避難地として防災機能の発揮が期待される緑地の面積等を勘案して定めています。

2. 直売所、農家レストラン等に係る生産緑地地区内における行為制限の緩和

(第8条関係)

生産緑地地区は、営農の継続を通じて農地等の有する緑地機能を発揮することにより、良好な都市環境の形成を図るという観点から、地区内で行う建築物の建築、土地の形質変更等の行為については、市町村長の許可を要することとされております。具体的には、農産物等の生産・集荷施設、貯蔵・保管施設、処理・貯蔵に必要な共同利用施設、休憩施設等の施設に限り、設置が認められています。

今般、生産緑地が住宅に近接して立地する環境を活かし、農林漁業の6次産業化により、農業収入等の途を広げ、経営の安定を通じて農地等の安定的な保全を図るという趣旨から、地区内に設置可能な施設として、製造・加工施設、直売所、農家レストラン（以下「2号施設」という）を追加しました。このような趣旨を踏まえ、2号施設の設置により、当該生産緑地地区内の農地の緑地機能の発揮に支障をきたすことがないように、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）において、以下の要件を定めています。

- ① 2号施設の敷地を除いた生産緑地地区内の土地の面積が500㎡（市町村の条例で別に規模が定められている場合にあつては当該規模）以上であること。また、2号施設の敷地面積の合計は、生産緑地地区の面積に対して10分の2以下であること。
- ② 2号施設の設置管理者は、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者であること。
- ③ 2号施設のうち、製造・加工施設については、地域内農産物等（当該生産緑地において生産される農産物等又は当該施設が設置される市町村の区域内若しくは都市計画区域内において生産される農産物等）を主たる原材料として使用する施設であること。直売所については、主として、地域内農産物等や当該生産緑地地区内で製造・加工された物品を販売する施設であること。農家レストランについては、地域内農産物等を主たる材料として使用した料理を提供する施設であること。

以上